

# 外国人受入れ政策に対応した人口動態変動を織り込んだ 公的年金財政シミュレーション

石井 太・小島 克久・是川 夕

## 1 はじめに

わが国は現在、先進諸国の中でも極めて低い出生水準となっており、また、このような低水準出生率の継続が見込まれることから、今後、恒常的な人口減少過程を経験するものと見られている。さらにこれに加え、平均寿命は国際的にトップクラスの水準を保ちつつ、なお延伸が継続しており、少子化と長寿化が相俟って、他の先進諸国でも類を見ないほど急速に人口の高齢化が進行するものと見られている。

わが国ではこれまで、外国人人口受入れに関しては比較的保守的な政策を採ってきたことから、これら少子・高齢化がもたらす問題の解決策としての外国人人口受入に関する本格的な定量分析が十分に行われてきたとは言い難い状況にある。このような分析を行った先行研究として著者らの一部は石井太・是川夕 (2015) との研究を行ったが、そこで用いた手法はやや機械的な複数の前提条件の下でシミュレーションを行ったものであった。本研究では、より現実的な外国人受入れ政策に対応した影響を考察する観点から、介護労働者の受入れのシナリオについて諸外国の例などを参考により具体的に設定するとともに、受入れた女性労働者の将来の出生行動の変化という、人口動態変動をも織り込みつつ、外国人受入れが公的年金財政に与える影響をシミュレーションにより評価することを目的とする。

## 2 外国人介護労働者受入れシナリオの検討

### 2.1 外国人介護労働者受け入れのメリットとデメリット

OECD 加盟国（特に EU 地域）では、わが国と同じように高齢化が進み、介護ニーズも増大している。介護人材の確保ルートとして、国内での人材確保の他、外国人介護労働者の受け入れがある。国や地域による違いはあるが、外国人介護労働者が相当な数や割合で存在する。その受け入れにはさまざまな仕組みがあり、EU では域内の労働力移動は自由であるが、域外からの介護労働者移動に対しては、国による受け入れの仕組みに違いがある。また、カナダ、イスラエル、台湾では受け入れの仕組みが整っているが、カナダは永住権取得のオプションがある一方で、イスラエルや台湾は、最長の滞在期間がある一時

的な労働者としての受け入れである \*1。

外国人介護労働者を受け入れるメリットとして、「介護人材の確保」がある。その他の社会経済的な影響について、Lamura et al. (2013) では、マクロ（国や国際社会）、メゾ（家族や介護事業所）、ミクロ（介護労働者）別にメリットと課題を論じて表にまとめている。ただし、社会保障、特に医療や年金の社会保険財政に関する影響は明示されていない。そこで、この表に社会保障（年金財政を含む）に関するメリットやデメリットを加えたものが表1である。

表1 介護労働者が国際移動することによるメリットと課題（対応のレベルと関係者別）

レベル	関係者	メリット	課題
マクロ（国または国際社会）	受け入れ国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働者不足の解消</li> <li>・介護労働者育成・訓練費用の節約</li> <li>・<u>※税および社会保険料の収入の増加</u></li> <li>・<u>特に年金財政の改善・積立金の増加</u></li> <li>・<u>※定着すれば、人口規模が維持</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率性(かえって訓練が必要)</li> <li>・倫理的な問題(送り出し国の介護人材の枯渇)</li> <li>・移民の社会的統合の必要</li> <li>・<u>※不況時に失業給付などが増加、将来の年金などの給付が増加する可能性</u></li> </ul>
	送り出し国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>※将来、年金を送り出し国から受け取ることができる</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働者不足</li> <li>・「失われた」教育の費用が発生</li> <li>・残っている家族への支援に対する社会的費用</li> </ul>
メゾ（家族または介護事業所）	受け入れ国側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働者不足の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護労働者のエスニックな多様性」への対応</li> </ul>
	送り出し国側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族への送金</li> <li>・技能の高い介護労働者の帰国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働者の不足(技能の高い介護労働者の喪失と新たな雇入れコスト)</li> <li>・残された介護労働者のモラルの低下</li> <li>・残された親族への介護サービスの不足</li> </ul>
ミクロ（個人）	受け入れ国の介護労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働の負担の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エスニックな多様性」のある同僚に向き合う必要</li> </ul>
	国際移動した介護労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より高い賃金と就業歴蓄積の機会</li> <li>・<u>※将来の年金受け取り</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別を受ける可能性</li> <li>・地域社会での社会的統合が必要</li> </ul>
	送り出し国に残った介護労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業機会が増える可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働の負担が大きくなる</li> <li>・モラルの低下</li> </ul>

出所：Giovanni Lamura他“Migrant long-term care work in the European Union: Opportunities, challenges and main policy options” (2013)より下線部を加筆の上で引用(小島仮訳)

表1をみると、マクロレベルでのメリットとして、受け入れ国での介護労働者不足の解消や彼らの育成コストの節約、送り出し国にとっては、受け入れ国で得た賃金の一部送金、送り出した介護労働者が帰国した際の介護サービス水準の向上などが期待できる。社会保障に関する面では、受け入れ国での税や社会保険料の収入増加、特に年金財政における収入の増加や年金基金の積立金の増加が期待できる。また送り出し国では、将来におけるかつての受け入れ国からの年金受け取りが期待できる。一方で課題として、受け入れ国では、彼らの社会への適応などがある一方で、送り出し国での人材枯渇もある。これに加えて、受け入れ国で不況になったときに、外国人介護労働者が失業した場合に失業給付が増える、将来彼らが年金受給権を得ると年金の支出が増える、という課題も考えられる。

メゾレベル（家族や介護事業所）、ミクロレベル（個人）の両方を見ても、マクロレベルと関係が深い内容でのメリットや課題がある。特に、外国に移住した介護労働者個人にとっては、高い賃金、高度な介護技術の習得の他、将来の年金受給権を得ることができる。一方で、移住した先での社会的な適応などの課題が考えられる。

\*1 これについての詳細は、本研究事業の平成26年度、平成27年度の報告書所収の小島(2015a)、小島(2016)でまとめたところである。また、台湾の外国人介護労働者（以下、「外籍看護工」）については、小島(2015b)を参照。

このように、介護労働者が国際移動することには、社会のさまざまなレベルで、メリットや課題が考えられ、マクロレベルを中心に社会保障、特に年金財政への影響も考えられる（表1）。

## 2.2 わが国で本格的に外国人介護労働者を受け入れる場合のシナリオ

### 2.2.1 外国人介護労働者受け入れと外国人への社会保障の適用

わが国では、これまでは外国人介護労働者を受け入れるための専用の仕組みは、EPAによる枠組みを除いてほとんど存在していなかった。例えば、外国人がわが国の大学で介護や福祉を学び、資格を取っても、介護人材としての就労が難しかった\*2。2016年11月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、介護業務に従事する外国人の受け入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格として「介護」が設けられることになった。また、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」も改正されるとともに、「産業競争力の強化に関する実行計画」（2015年版（平成27年2月10日閣議決定）等）に基づいて、外国人技能実習制度に「介護」分野が追加されることになった\*3。在留資格「介護」では長期の居住が可能である。また、外国人技能実習制度での滞在期間が最長5年間になったが、より長期の定住ができる資格での再来日も考えられる。そのため、わが国での長期間の居住を前提とした外国人介護労働者の受け入れが進み始めていると言える。

一般に外国人を受け入れる場合、労働条件はもとより、住居、子どもの教育などの様々な面での社会的サポートが必要になる。社会保障の面では外国人に制度をどう適用するかが重要になる。わが国の社会保障制度は、1981年の「難民の地位に関する条約」の批准に合わせて、国内法の国籍要件の撤廃などの整備が行われた。そのため、原則として、日本人と同様に制度が適用される。例えば社会保険制度では、被用者の場合、「常用的雇用関係」があれば、外国人も医療保険（組合健保、協会健保など）や年金保険（厚生年金）などに加入する。被用者以外の場合、「住所を有する者」であれば、国民健康保険や国民年金などに加入する\*4。

このように外国人介護労働者を本格的に受け入れる場合、日本人と同様に医療や年金な

---

\*2 もっとも、「日本人の配偶者」などの他の在留資格でわが国に居住し、介護の仕事に従事することは可能であると考えられる。

\*3 制度改正の詳細は、それぞれ以下を参照。

「出入国管理及び難民認定法」改正

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05.00010.html> （2017年2月10日閲覧）

外国人技能実習制度への介護職種の追加について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html> （2017年2月10日閲覧）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142615.html> （2017年2月13日閲覧）

\*4 外国人へのわが国の社会保障制度適用の経緯については、社会保障研究所（1991）、手塚和彰（1999）、高藤（2001）を参照。

どの社会保険に加入する。そのため、その影響（特に保険財政）は相当な規模であると考えられる。

## 2.2.2 外国人介護労働者受け入れシナリオ（男女・年齢などの基本属性の設定）

本論文で行う外国人介護労働者の受け入れと年金財政への影響に関するシミュレーションを行う場合、外国人介護労働者としてどの国から、どのような人々（性、年齢）を受け入れるかをまず設定する必要がある。まず、外国人労働者の送り出しの地域として、わが国が EPA ですでに門を開いており、諸外国に多くの介護労働者を送り出しているフィリピンやベトナムといった東南アジアというシナリオを設定する（出生率などの想定でさらに具体的な国を設定）。

次に、外国人介護労働者の男女・年齢の属性であるが、男女別では女性が多いと言われている。例えば台湾の「外籍看護工」の場合、2015 年で 99.4 % が女性であり、年齢構成も 25～34 歳が 47.6 % を占める（労働部「外籍勞工管理及運用調査」による）。これより、本論文のシミュレーションでは、外国人介護労働者を受け入れる場合、全員が女性で、結婚・出産をすることが多い年齢での者が多くなる、というシナリオを設定する。

そして、外国人介護労働者の配偶関係であるが、カナダの外国人介護労働者についての分析によると、1993 年から 2009 年にかけてカナダにきた住み込みでの外国人介護労働者 (Live-in-Caregiver) の約 66 % が未婚者であり、有配偶者は約 30 % である (Kelly et al. 2011)。これより、本論文でのシミュレーションとして、外国人介護労働者は未婚者が半数、母国に配偶者がいる者も半数というシンプルなシナリオを設定する。前者の場合、その後日本人男性と結婚すると仮定する。後者の場合、家族の呼び寄せができるか否かも重要である。カナダでは定住権を得るまでは、家族の呼び寄せは事実上不可能であり、台湾でも家族の呼び寄せはできない。ただし、わが国で定住を前提に外国人介護労働者を受け入れる場合、このような制限は現実的ではない。そこで、有配偶者である外国人介護労働者は、日本に来たその後で配偶者（夫）を呼び寄せるとするシナリオとする。

## 2.2.3 外国人介護労働者受け入れシナリオ（就業状態と社会保険加入）

諸外国の外国人介護労働者受け入れ制度では、家庭での介護労働者の雇用主の義務として、医療保険、雇用保険などへの加入（カナダ）、国民保険への加入（イスラエル）、全民健康保険などの社会保険加入（台湾）、がある。しかし、多くの国や地域では短期の滞在が前提となっており、年金制度への加入が明確でなかったり、加入率が低かったりする<sup>\*5</sup>。わが国で外国人介護労働者を定住前提で受け入れる場合、社会保険、特に年金制度への加入は当然に行われるべきものと考えられる。

わが国では年金制度への加入は、雇用形態により異なってくる。大まかに言えば正規雇

---

<sup>\*5</sup> 台湾の「外籍看護工」の場合、全民健康保険（医療保険）の加入率は 95.5 % であるが、労工保険（年金保険に相当）の加入率は 2015 年で 25.8 % にとどまる（労働部「外籍勞工管理及運用調査」による）。

用の場合は厚生年金、非正規雇用の場合は国民年金である。わが国の介護労働者の就業形態などを介護労働安定センター「平成 27 年度介護労働実態調査」でみてみよう。介護労働者が勤務する介護事業所は、従業員規模 19 人以下の事業所が 55.1 %を占め、小規模な事業所が半数を占める。従業員の就業形態をみると、介護サービス従事者のうち、正規職員は 53.7 %、非正規職員は 45.7 %であり、正規雇用、非正規雇用が半数ずつ存在する\*6。

なお、国によってはわが国と社会保障協定を結んでいる場合がある。これは人的な国際移動の促進、年金などの二重加入を解消するための仕組みであり、2017 年 2 月現在ではアメリカ合衆国をはじめとする 16 カ国で発効済みであり、フィリピンなど 4 カ国で署名済みである。こうした協定を結んだ国では、わが国の滞在が短期（5 年未満）の場合、わが国の社会保険の加入が免除される。フィリピンは介護労働者を世界的な規模で送り出しているが、ここでは滞在が 5 年以上の長期になると仮定するので、この協定の影響は考慮しない。

これらをもとに考えると、本論文でのシミュレーションのための外国人介護労働者の就業形態と年金加入のオプションとして、正規雇用で厚生年金に加入、非正規雇用で国民年金に加入、のふたつが考えられる。ここでは、(A) だけが起きる、(B) とが 50 %ずつの確率で起きる、というシナリオを想定する。また、有配偶の外国人介護労働者に呼び寄せられる配偶者（夫）については、企業などに雇用され、厚生年金に加入するものとする。ここで想定されたシナリオをもとに、出生率などの人口の面でのパラメータの設定、年金財政のシミュレーションのための設定を行い、外国人介護労働者の本格的な受け入れに伴う年金財政への影響に関するシミュレーションを行う。

### 3 シミュレーションの方法論

前節において検討したシナリオに基づき、シミュレーションを行うための方法論について述べる。本研究で行うシミュレーションの全体構成は図 1 に示すとおりであり、将来の人口シミュレーションを行う「人口ブロック」と年金制度（厚生年金・国民年金）への評価を行う「年金ブロック」から成る。人口ブロックでは、外国人受入れに関するシナリオ設定とともに、外国人人口の長期シミュレーションを実行する。年金ブロックでは、人口ブロックで推計された人口に基づき給付費推計を行い、全体の収支計算を実行する。

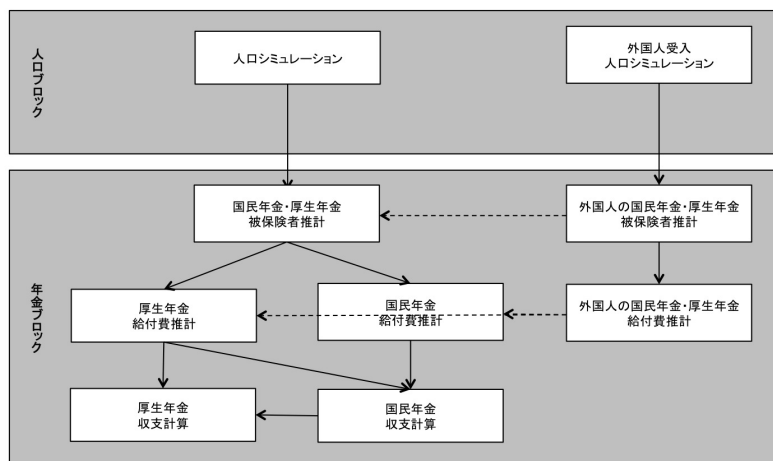
#### 3.1 人口ブロック

外国人受入れに関する将来人口の変化については、国立社会保障・人口問題研究所(2007)の「日本の将来推計人口」(平成 18 年 12 月推計)の仮定値及び推計結果を利用し、これにさらに以下のような前提の下に外国人労働者を政策的に受け入れたとして将来人口

---

\*6 ただし、訪問系介護サービス従事者になると 60.9 %が非正規雇用である。

図1 全体構成



の仮想的シミュレーションを実行した。

前節でのシナリオ設定において、外国人介護労働者を受け入れる場合、全員が女性と考えたことから、シミュレーションにおいては毎年10万人の女性外国人労働者が移入するものとした。その年齢分布については、国立社会保障・人口問題研究所(2012)「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)における18~34歳の外国人入国超過年齢分布を利用した。また、女性外国人労働者のうちの半数は未婚で入国する一方、残りの半数は有配偶で家族呼び寄せを行うシナリオとしたことから、有配偶者については配偶者と子とともに入国するとしてシミュレーションを行う。このため、毎年5万人の男性が有配偶女性と同時に移入するとともに、子どもの帯同については、平成24年推計の外国人入国超過年齢分布を用い、女性の18~34歳労働者に相当する17歳以下の男女入国者数を設定した。

次に、外国人女性の出生率については以下の仮定を設けた。まず、第一世代の女性については、国勢調査の個票データに対して同居児法を用いることで算出された年齢別出生率(是川 2016)を用いた。現在、日本に居住する出生可能年齢にある外国人女性のほとんどが第一世代であることを踏まえれば、こうした仮定は妥当といえよう。

また、移民第一世代の女性の出生率は出身国の出生率、及び国際移動による影響によって決まると考えられることから、その将来的な推移を仮定するに当たっても、出身国の出生率の推移に比例的に従うと仮定して求めた。具体的には同居児法によって求められた日本での年齢別出生率と本国の年齢別出生率との比を求め、それが将来的に一定に保たれると仮定した上で、将来的な出生率の推移を求めた。なお、その際、前提とされる将来的な出生率の推移には国連人口部によるWorld Population Prospects(United Nations 2015)の国別のデータを使用した。

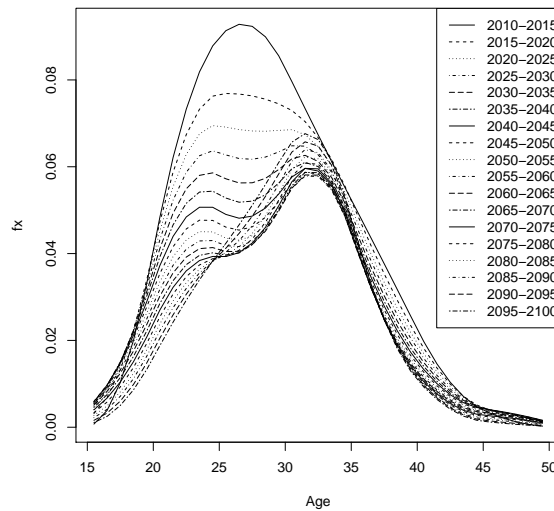
第二世代以降については、日本人女性と同じ出生率をとるものと仮定した。これは、日

本社会への適応が世代間で進むことを想定したものである\*7。

以上の仮定を設けることで、出身国の出生率の変化、国際移動による影響、及び社会的適応による影響の3点について考慮することができ、より現実に近いシミュレーションが可能になるものと思われる。

なお、将来人口のシミュレーションにあたっては、5歳階級ではなく、年齢各歳での出生率関数が必要となる。そこで、5歳階級別出生率の累積分布関数にスプライン曲線を当てはめ\*8、これを各歳の累積分布関数とすることによって年齢別出生率を求めた(図2)。また、平成18年推計の基本推計の出生率は2055年までしか変化を仮定していないため、受入れ外国人の出生率も同じ年次までの変化を仮定し、それ以降は2055年の値で一定となるものとした。

図2 年齢別出生率



### 3.2 年金ブロック

年金の財政影響評価に当たっては、厚生労働省年金局数理課(2010)の平成21年財政検証システムを基本とし、これに外国人労働者を受け入れた場合の影響を評価できるような

\*7 移民女性の出生率が現地社会への適用により現地人女性の水準に一致するかどうかといった点については多くの先行研究があるが、それらによると、移民第二世代の出生率は現地人女性と母親(移民第一世代)のおおよそ中間位となるとしているものが多い(e.g. Milewski (2010))。しかし、本研究では簡略化のため、日本人女性に一致するとした。

\*8 15~49歳の範囲だけで当てはめを行うと15~19歳、45~49歳の階級で不自然な関数形が出現することから、 $F(x)$ を累積分布関数として、 $0, 0, 0, F(20), F(25), F(30), F(35), F(40), F(45), F(50), F(50), F(50)$ という系列に当てはめ、さらにマイナスが生じる場合には0として当該年齢階級の他の年齢を補正することによって年齢別出生率を求めている。

モジュールを独自に開発して加えることによってシミュレーションを実行した。

本研究では、図1で示したとおり、人口ブロックで推計された外国人人口に基づいて外国人被保険者数およびこれに対応する給付費を推計し、基礎年金拠出金・国庫負担推計及び国民年金・厚生年金収支計算にこれらを投入することによって公的年金への財政影響を評価している。これにより、財政検証と整合的かつ制度に忠実にシミュレーションを行うことが可能となっている。

公的年金に関しては、平成21年財政検証以降、社会保障・税一体改革の中で年金関連四法<sup>\*9</sup>が成立し、その後、社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえて成立した社会保障改革プログラム法において、マクロ経済スライドの見直し、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、高齢期の就労と年金受給の在り方、高所得者の年金給付の見直し、という4つの検討課題が明記された。そして、新たに平成26年財政検証が行われるとともに、これらの検討課題に対応した「オプション試算」が実施され、これに基づいて社会保障審議会年金部会において行われた議論の整理が本年1月に取りまとめられている。このように、平成21年財政検証に代わる平成26年財政検証が行われたこと、また、その後の法改正などを踏まえると、今後の年金制度の姿やその評価に関する状況は、平成21年財政検証時点と現在では異なっている面があることは否めない。平成26年財政検証のシステムは昨年9月に公開されてはいるものの、本研究が目的としているのは、外国人労働者を受け入れたとした場合に公的年金がいかなる影響を受けるかを評価することであり、平成21年財政検証ベースでのシミュレーションによっても、相対的な影響の方向性やインパクトを評価することは十分に可能である。したがって、本研究においては平成21年財政検証結果を基本ケースとして評価を行うこととした。

また、現在の年金制度においては、短期に滞在した外国人に対しては国民年金、厚生年金から脱退一時金を請求することができる他、15カ国間(2015年5月現在)との間で、保険料の二重負担防止及び年金加入期間の通算の観点からの社会保障協定が締結されている。このように、現行法においては外国人の年金制度上の取扱いは日本人とは異なるものとなっている。これまで、わが国では国際人口移動の水準が低く、また定住化する者もそれほど多くなかったと考えられ、日本での一定期間の滞在後帰国し脱退一時金を受け取ることで年金制度上の影響もほとんど考慮する必要がなかったと考えられる。しかしながら、本研究で評価を行おうとしているのは、より本格的に外国人労働者を受け入れ、かつ、彼らが定住化し、家族形成などを行ったとした場合の影響についてであり、本研究におい

---

<sup>\*9</sup> 年金受給資格期間の短縮や短時間労働者への厚生年金の適用拡大等を盛り込んだ「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年8月10日成立)、被用者年金制度を一元化することなどを盛り込んだ「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年8月10日成立)、年金額の特例水準(2.5%)について平成25年度から27年度までの3年間で解消することなどを含む「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年11月16日成立)、年金受給者のうち低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平成24年11月16日成立)。



ては、受け入れた外国人は年金制度上日本人と全く同じ取扱いをするという前提を置いている。

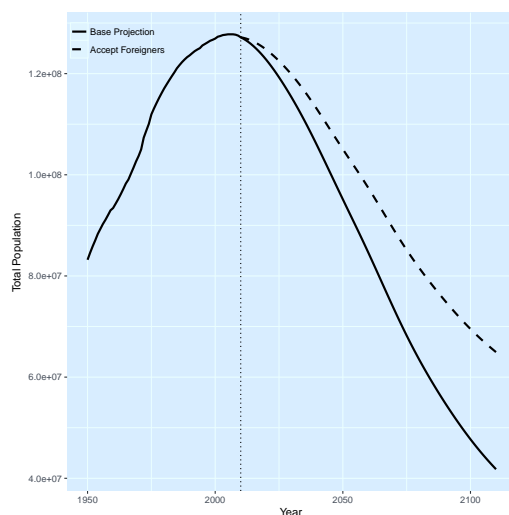
具体的な年金制度への適用については、2節において検討した通り、受入れた女性外国人労働者が全て厚生年金適用となるケース A、厚生年金と国民年金に 50% ずつ適用されるケース B の 2 通りを仮定する。いずれのケースにおいても配偶者として入国する男性については厚生年金適用となるものとする。また、第 2 世代以降についても第 1 世代と同様の適用が行われるとしてシミュレーションを実行した。

## 4 結果と考察

### 4.1 人口ブロック

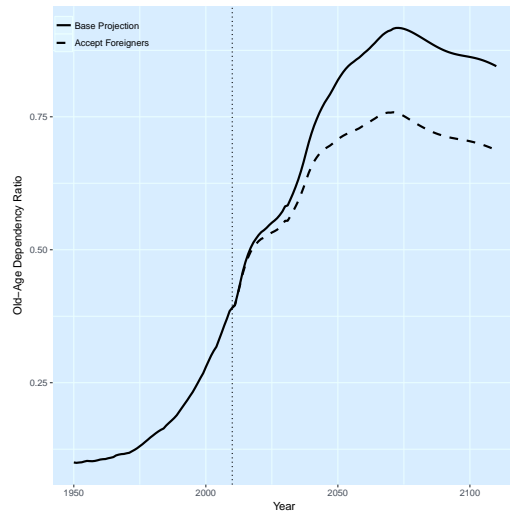
総人口のシミュレーション結果を示したものが図 3 である。基本ケースでは、総人口は 2050 年において約 9,500 万人、2100 年において約 4,800 万人まで減少するものと見込まれる。これに対し、介護外国人労働者等の受入れを行う場合、2050 年において約 1 億 500 万人と約 1,000 万人の増加、2100 年において約 7,000 万人と約 2,200 万人の増加となる。

図 3 総人口の見通し



次に、公的年金財政に大きく影響を与える老年従属人口指数（20～64 歳人口に対する 65 歳以上人口の指数）をみてみよう（図 4）。基本ケースでは、老年従属人口指数は 2050 年において 0.819、2100 年において 0.862 まで増加するものと見込まれる。これに対し、介護外国人労働者等の受入れを行う場合、2050 年において 0.708 と 0.111 ポイントの低下、2100 年において 0.704 と 0.158 ポイントの低下となる。

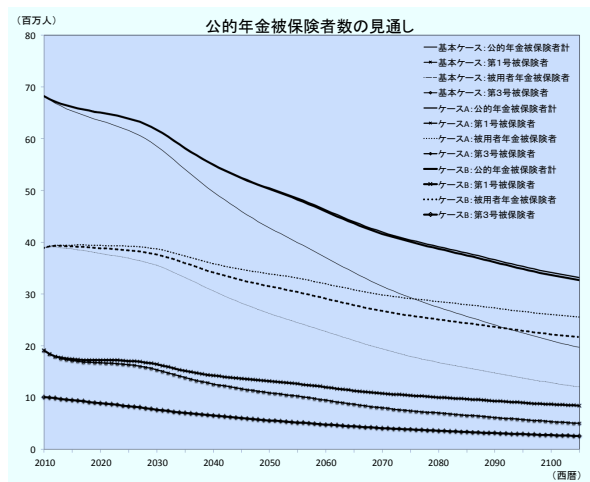
図4 老年従属人口指数の見通し



## 4.2 年金ブロック

次に、年金に関する財政影響評価の結果について述べる。まず、公的年金被保険者数の見通しについて5に示した。ケースAでは基本ケースからの増加は全て厚生年金適用対象者であり、被用者年金の被保険者数だけが変化している。一方、ケースBでは女性介護外国人労働者の半数は国民年金適用となることから、国民年金1号被保険者数が増加するとともに、概ね同程度の被用者年金被保険者がケースAよりも少なくなっている。

図5 公的年金被保険者数の見通し



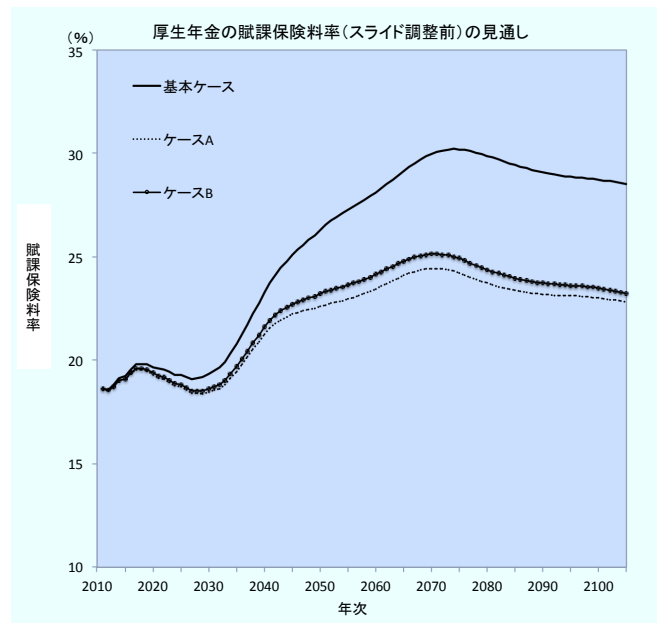
なお、これらの被保険者数は、各給付費等のシミュレーションに直接影響を与えるだけでなく、公的年金被保険者数全体の減少率としてマクロ経済スライドの基礎となることにも注意が必要である。平成21年財政検証の基本ケースでの2025年度における公的年金被保険者数の減少率は $-0.6\%$ 、マクロ経済スライドに用いる調整率は $-0.9\%$ と

なっている。これに対して、介護労働者を受入れる場合には、これらに対応する率は－0.3%と－0.6%とより緩やかなものとなっている。

次に、これらを利用して行った厚生年金の財政影響評価の結果について述べる。現在の制度では保険料固定方式が採られていることから、人口や経済前提の変動の影響は、通常、厚生年金の最終的な所得代替率で比較される。本研究でもこの方法により評価を行うが、それに先立ち、人口ブロックでの長期的な人口シミュレーションと厚生年金財政との結びつきを明らかにする観点から、マクロ経済スライドによる給付調整を行う前の厚生年金の賦課保険料率の見通しを比較する。

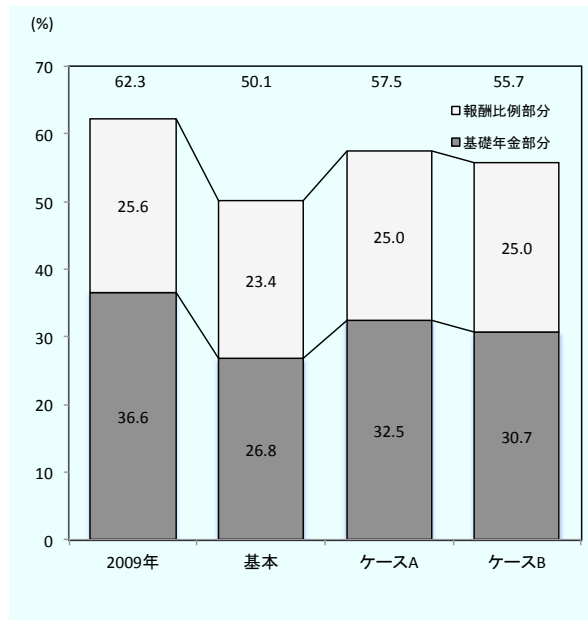
図6が各ケースに対応した賦課保険料率の見通しを示したものである。まず、基本ケースと比較すると、外国人労働者を受入れるケースA、ケースBとも賦課保険料率は下がっていることがわかる。また、この動向は人口ブロックで観察した老年従属人口指数と類似していることもわかる。ケースAとケースBを比較すると、ケースAでの賦課保険料率の方が低く、厚生年金適用を行った場合の方が、厚生年金財政にとってはプラスの効果が大きいことがわかる。

図6 賦課保険料率の見通し



次に、厚生年金の最終的な所得代替率によって財政影響を評価しよう。平成21年財政検証における基本ケースでは厚生年金の標準的な年金受給世帯の所得代替率は最終的に50.1%となるが、その内訳は報酬比例部分（以下「比例」）23.4%、基礎年金部分（以下「基礎」）26.8%である。また、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は、比例2019年度に対し、基礎2038年度であり、特に基礎年金の給付水準調整が長く続き、将来的な基礎年金水準が相対的に低下していく構造となっている。これに対し、外国人受入れの各ケースに基づく厚生年金の所得代替率を示したものが図7である。まず、ケース

図7 所得代替率の見通し



Aでは代替率は57.5%と基本ケースに対して7.4%ポイント上昇するのに対し、受入れケースBでは55.7%と5.6%ポイントの上昇に留まっている。上昇の内訳を見てみると、ケースAでは報酬比例部分で1.6%ポイント、基礎年金部分で5.7%ポイント、ケースBでは報酬比例部分で1.7%ポイント、基礎年金部分で4.0%ポイントであり、両者の差は基礎年金部分の差によるところがほとんどである。厚生年金で適用を行うケースAでは、基礎年金の所得代替率が大きく上昇することから、基礎年金水準低下問題に対応する効果がより強いことがわかる。

## 5 おわりに

本研究では、介護労働者の受入れのシナリオについて諸外国の例などを参考に具体的に設定するとともに、受入れた女性労働者の将来の出生行動の変化という、人口動態変動をも織り込みつつ、外国人受入れが公的年金財政に与える影響のシミュレーションを行った。しばしば、外国人労働者受入れに関する議論は、当面の労働力不足を補うだけの短期的視点で行われることがあるが、公的年金への財政影響は老年従属人口指数と賦課保険料率の相似関係に見られたように、長期的な人口動向の変化に大きく影響を受ける。また、受け入れた外国人を厚生年金へ適用する場合、基礎年金の水準低下幅の拡大が抑えられることから、基礎年金水準低下問題に対応する効果があることが明らかとなった。このように、外国人受入れに関する公的年金への影響評価にあたっては、本研究で考察を行ったような様々な影響を織り込んだ長期的な評価を行うことが具体的な施策の議論にとって極めて重要であるといえよう。

なお、本研究では外国人受入れの影響について、公的年金に対して将来人口が与えるインパクトの評価を対象として行ったが、外国人の受入れについては年金だけではなく、教育や治安の問題、また、文化的側面など、多様な角度からの議論も必要である。本研究は、そのような様々な観点からの議論を行うための一つの視点として、これまであまり行われてこなかった具体的な受入れシナリオに対応した定量的な長期シミュレーション結果を研究成果として提示したものである。今後の外国人労働者の受入れに関する政策議論にあたって、本研究で提示したシミュレーション結果が活用され、人口学的な視点を踏まえた、長期的かつ幅広い観点からの定量的な議論が行われることを望むものである。

## 参考文献

- 石井太, 是川夕 (2015) 「国際人口移動の選択肢とそれらが将来人口を通じて公的年金財政に与える影響」, 『日本労働研究雑誌』, 第 57 巻, 第 9 号, pp.41-53.
- 厚生労働省年金局数理課 (2010) 『平成 21 年財政検証結果レポート』.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2007) 『日本の将来推計人口—平成 18 年 12 月推計—』, (財) 厚生統計協会.
- (2012) 『日本の将来推計人口—平成 24 年 1 月推計—』, 一般財団法人厚生労働統計協会.
- 小島克久 (2015a) 「OECD 加盟国における外国出身介護労働者の現状」, 『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 『人口減少期に対応した人口・世帯の動向分析と次世代将来推計システムに関する総合的研究』 平成 26 年度報告書』, pp.273-282.
- (2015b) 「台湾における介護保障の動向」, 『健保連海外医療保障第 106 号』, 健康保険組合連合会, pp.1-12.
- (2016) 「OECD 加盟国における外国人介護労働者の受け入れの仕組み」, 『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 『人口減少期に対応した人口・世帯の動向分析と次世代将来推計システムに関する総合的研究』 平成 27 年度報告書』, pp.201-210.
- 是川夕 (2016) 「低い外国人女性の出生力とその要因育児資源の不足と不安定な婚姻関係」, 『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 『人口減少期に対応した人口・世帯の動向分析と次世代将来推計システムに関する総合的研究』 平成 27 年度報告書』, pp.65-94.
- 社会保障研究所 (1991) 『「外国人労働者と社会保障」 社会保障研究所研究叢書 27』, 東京大学出版会.
- 高藤昭 (2001) 『外国人と社会保障法』, 明石書店.
- 手塚和彰 (1999) 『外国人と法 [第 2 版]』, 有斐閣.

- Kelly, P., S. Park, C. de Leon, and J. Priest (2011) "PROFILE OF LIVE-IN CARE-GIVER IMMIGRANTS TO CANADA, 1993-2009", *TIEDI Analytical Report 18*, *Toronto Immigrant Employment Data Initiative*.
- Lamura, G., C. Chiatti, F. Barbella, and M. D. Rosa (2013) "Migrant Long-Term Care Work in the European Union: Opportunities, Challenges and Main Policy Options", *Discussion paper Peer Review on long-term professional care*.
- Milewski, N. (2010) "Immigrant Fertility in West Germany: Is There a Socialization Effect in Transitions to Second and Third Births?", *European Journal of Population*, Vol. 26, pp. 277–323.
- United Nations (2015) *World Population Prospects: The 2015 Revision, custom data acquired via website*.